

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証・減額認定証の更新について～

◆◆ 保険証が新しくなります ◆◆

現在ご使用の保険証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたらお持ちの保険証を破棄し、新しく届いた保険証をご使用ください。

- ▶新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日までです。
- ▶紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課福祉係までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成27年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい保険証はオレンジ色です

◆◆ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります ◆◆

現在ご使用の減額認定証の有効期限も平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を郵送しますので、8月1日からはお持ちの古い減額認定証を破棄し、新しいものをご使用ください。(有効期限は保険証と同じく1年間です)

また、減額認定証をお持ちではない方で、下記の交付対象に該当する場合は、申請により減額認定証が交付されますので、保健福祉課福祉係までお申し出ください。

※減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です。

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	*世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	*高齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成27年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発 効 期 日	平成27年 8月 1日
有 効 期 限	平成28年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成27年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい減額認定証はピンク色です

◆◆ 医療費通知の発行を希望される方へ ◆◆

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくため、医療費を半年ごとにまとめて、発行をご希望の方に医療費通知を送付しています。

なお、次回の発行は9月(平成27年1月～6月の医療費が対象)に行います。

※この通知を確定申告等の「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

新たに医療費通知の発行をご希望の方は、お手数ですが下記までご連絡ください。電話での連絡だけで手続きできます。

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。



問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

小平町保健福祉課福祉係 ☎56-2111 (内線287)

